

令和6年度 遊休資産活用支援事業について ～市全域エリア～



※予算の上限に達し次第、終了

※工事着手後、開業後は申請不可です

補助事業の内容

遊休資産（空き家、空き店舗、空き倉庫など）を活用（*1）して、商業活動（*2）を行う個人・団体などに対して、出店にかかる経費を補助します。（補助金は後払いです。）

*1 活用する物件の利用形態については、特に制限はありません。

ただし建築1年未満の新築物件は対象外になります。

（所有、賃貸、購入いずれも対象になります。）

*2 商業活動・・・小売業、飲食業、サービス業などのうち、市が別に定める

業種（雑貨・小物の製造販売、飲食店・喫茶店、衣服品小売等）

補助対象者

遊休資産を活用して新たに店舗を開業する者。

ただし、以下に該当する場合は補助対象者にはなりません。

- ・資本金額5千万円を超え、常時使用する従業員の数が100人を超える法人
- ・過去に「足利市中央商店街空き店舗活用支援事業費補助金交付要綱」または「足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金交付要綱」による補助金を受けたことがある者のうち、補助金の返還請求を受けた者または交付確定を受けた日から3年以内に廃業した者。
- ・市税の滞納がある者
- ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制化にある団体の者

補助対象事業

補助対象者が遊休資産を活用して行う事業のうち、当該事業が以下のすべてに該当することが必要です。

- ◆小売業、飲食業、サービス業などのうち、市が別に定める業種であること
- ◆市外に本社又は本店を有するフランチャイズ店及びチェーンストア方式による事業形態ではないこと
- ◆3年以上継続しようとするものであること
- ◆5日/週かつ5時間/日以上営業を行う事業であること
- ◆「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく営業許可を要する業種ではないこと

補助対象区域

市内全域が補助対象エリアとなります、ただし、次のページの赤字で示したエリアへの出店については、補助金の申請から交付までの流れや補助限度額が異なりますので、ご注意ください。

※区画整理エリアに該当する場合があります。

※市街化調整区域など一部エリアについては、出店に制限がかかる場合があります。



補助対象経費、補助上限額について

開業に係る経費が補助対象経費となります。代表的なものは以下の項目です。

- (1) 改修工事費
- (2) 機械購入・設置費
- (3) 店舗看板作成・設置費
- (4) 店舗什器・備品購入費
- (5) 販促・PR費

※家賃、仕入費、消耗品などのランニングコストや消費税、補助金交付決定前に支払をしたものは補助対象外となります。

※補助上限額は200,000円(補助率1/2)です。

募集期間について

この補助金は申請金額が予算の上限に達し次第、終了となるため、募集期間を設けて、補助金の申請を受付しています。日程の詳細については、下記の市公式ホームページにて、ご確認ください。

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000304/p002605.html>

QRコードはこちら ▶



補助金申請から交付までの流れ

①事前のご相談(予約制)



②活用する土地、物件等の事前確認(市→都市建設部)

市役所関係部署への確認(申請者→市)

地元商店会への挨拶



③申請書類の提出(申請者⇒市)

※3月末までに全てが完了する計画



④補助金の交付決定



★注意①
申請書提出から補助金交付決定
まで2週間～1か月半程度かかります

⑤補助金交付決定通知(市⇒申請者)



⑥開業(申請者)



⑦事業完了届等の提出(申請者⇒市)



⑧店舗視察



⑨補助金交付確定通知



⑩補助金の交付

★注意②
交付決定日より前に支払った
経費は補助対象にはなりません。

★注意③
店舗視察、補助金交付確定通知ま
でが申請年度の3月の最終営業日
までに完了する必要があります。

補助金申請から交付までの流れ

②活用する土地、物件等の事前確認

申請の前に、活用する土地や物件の商業的活用について、足利市都市政策課、建築・住宅政策課へ事前相談や届出の必要性等について事前確認を行います。

「配置図(敷地と物件の位置関係が分かるもの)」「平面図」「対象物件の写真等」を用意し、提出して下さい。

(注意事項)

- ※物件や利用する土地によっては店舗利用ができない場合があります。
- ※関係法令等の順守に努めてください。
- ※追加で資料の提出を求める場合があります。
- ※事前相談や届出の必要性があると判断された場合、申請まで時間がかかります。

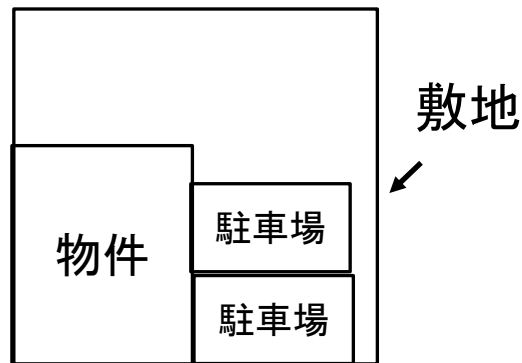
補助金申請から交付までの流れ

②活用する土地、物件等の事前確認

提出いただく配置図・平面図のイメージ

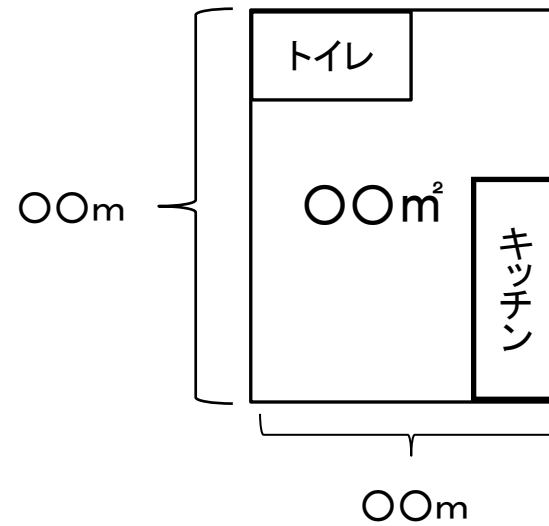
配置図

敷地と物件の位置関係が分かる図
店舗だけでなく、駐車場の利用範囲も示してください。



平面図

- ・ 物件の現状のレイアウト図(建物全体)※店舗面積も記入されているもの
- ・ 開店後のレイアウト図



補助金申請から交付までの流れ

②活用する土地、物件等の事前確認

提出いただく対象物件の写真等のイメージ



※対象物件が明確にわかるような写真を提出してください。

補助金申請から交付までの流れ

②市役所関係部署への確認、地元商店会等への挨拶

申請の前に、市役所関係部署への確認、および地元商店会への挨拶をお願いいたします。

消防本部予防課：消防法等に関する確認（＊１）

市街地整備課：区画整理事業に関する確認

出店地区の商業会会長：出店に関する挨拶

＊１ 時間を要する確認や手続きもあります。場合によっては出店できない可能性もありますので、早めのご相談をお願いいたします。また、市役所関係部署への確認をする際は、補助金の申請で相談に来たことを窓口で必ずお伝えください。

補助金申請から交付までの流れ

②市役所関係部署への確認、地元商店会等への挨拶

(活用する物件、土地等の事前確認で事前相談が必要となった場合)

都市政策課都市政策担当: 景観法、風致地区、屋外広告物などの確認(*1)

開発指導担当: 開発許可に関する確認(*2)

*1 工事着手30日前までに届出が必要なものなどもありますので、早めにご対応いただくようお願いいたします。また、補助金の申請で相談に来たことを窓口で必ずお伝えください。

*2 開発指導担当へ事前相談を行う場合、事前にご準備いただく資料があります。

詳細は市公式ホームページをご確認ください。

[URL: https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/urban/000063/000341/p002884.html](https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/urban/000063/000341/p002884.html)



補助金申請から交付までの流れ

③申請書類の提出

申請書類

1. 交付申請書
2. 事業概要書
3. 誓約書
4. 法人の場合:商業・法人登記事項証明(発行から3か月以内)
個人の場合:本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住民票のいずれか)
5. 市税を滞納していないことを証する書類(発行から1か月以内)
6. 遊休資産の現状写真
7. 開業後の外観・内装イメージ図
(該当する場合に提出するもの)
8. 融資申込書の写し、9. 物件契約書、10. 定款又は規約等、11. メニュー案、
12.開発許可等に関する事前相談の相談表の写し、13.景観区域内行為届出書、14.その他関係法令に関する申請書の写し等

補助金申請から交付までの流れ

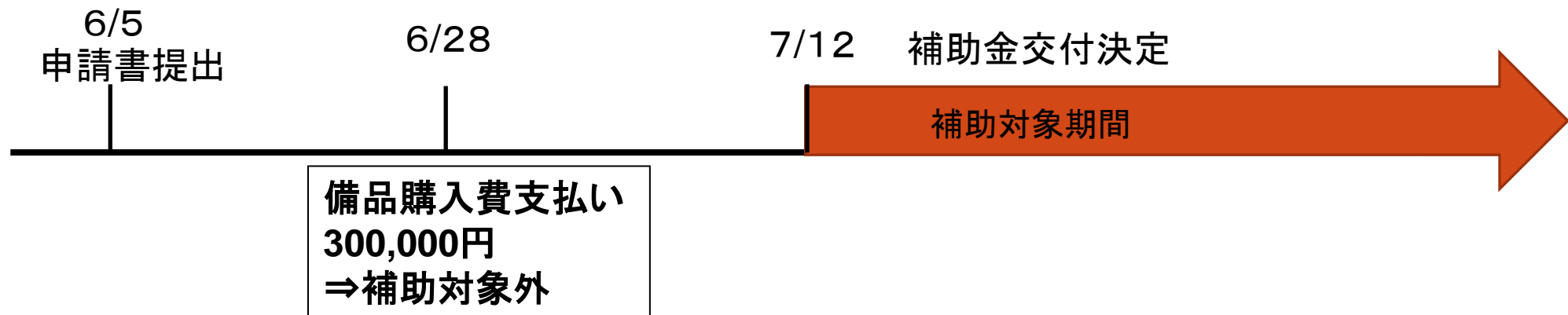
④補助金の交付決定、⑤補助金交付決定通知

【注意点】

申請書受理後、書類に不備がないことの確認をし、補助金の交付決定を行います。

補助金の交付決定日は申請月の翌月中旬を予定しております。詳しい日程については、別途お問い合わせください。

なお、「補助金交付決定通知書」の通知日以前に支払った経費は、補助対象外になります。また、工事着手については、関係法令の手続き終了後にお願いいたします。



補助金申請から交付までの流れ

⑥開業 ⑦事業完了届等提出

開業準備を進め、3月末までに店舗を開業し、事業完了の届出を行ってください。

提出書類

1. 事業完了届
2. 補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し(領収書等)(*1)
3. 開業後の店舗写真(外観及び内装)
4. 賃貸借契約書や融資の申込書等(申請時に提出していなかった場合)

*1 内訳や納品書等の提出を求めることがあります。

補助金申請から交付までの流れ

⑧店舗視察、⑨補助金確定通知、⑩補助金の交付

開業を確認後、申請時の事業概要（業種、商材、店舗イメージ等）と逸脱がないか、店舗を視察し確認します。

視察後、事業内容等に対して異議が出た場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

※申請書類や面談の段階で、計画を誇張してしまうと、このような事態になる可能性があります。

店舗を視察し、良好と判断出来た場合は、⑥補助金交付決定額と⑨事業完了届での実績額をもとに、最終的な補助額を確定し、⑪「補助金確定通知書」を通知後、補助金を交付します。

補助金の返還について

- ①補助金の交付確定通知後、6か月未満で廃業・移転した場合や事前に届け出なく休業した場合
- ②事業概要と明らかな逸脱が見受けられる場合（営業日数・営業時間等含む）
- ③申請内容に虚偽があった場合
- ④法令等に違反している場合 など

足利市に補助金を返還していただきます。